M1.3の次に次のM1.4を加える。

M1.4　一酸化炭素を供給するために再吸入装置又は再吸入器を使用すること（医学的又は科学的専門家の監督の下に、診断手続として行われる場合を除く。）。

M3.2を次のように改める。

M3.2　正常な又は遺伝子が改変された細胞又は細胞成分（例えば、核、細胞小器官（ミトコンドリア、リボソーム等））を使用すること。

S6.A中「フェンプロポレックス」の次に次のように加える。

フラドラフィニル（二―［ビス（四―フルオロフェニル）メチルスルフィニル］―N―ヒドロキシアセトアミド）

フルモダフィニル（二―［ビス（四―フルオロフェニル）メチルスルフィニル］アセトアミド）

S6例外中「二千二十五年の監視プログラム」を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。

S6例外注1中「二千二十五年の監視プログラム」を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字柳川字田ノ沢五八〇、字矢引沢一〇七五の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ沢五八〇・字矢引沢一〇七五の六（以上二筆について次の図の示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字沼山字沢口三八四の四、一一二九の一、字立目三九三の一、三九三の二、三九三の四、三九四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢口三八四の四・一一二九の一・字立目三九三の一・三九三の四・三九四の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村大字川場湯原字早落二〇七九の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市下秋間字広町四六三二の九、四六三三の七、四六三三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）